

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市子育て短期支援事業
発 注 課	札幌市子ども未来局児童相談所地域連携課
選 定 事 業 者	社会福祉法人札幌育児園、公益財団法人鉄道弘済会、社会福祉法人扶桑苑、社会福祉法人常徳会、社会福祉法人羊ヶ丘養護園、社会福祉法人北翔会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本事業は、札幌市子育て短期支援事業実施要綱の規定に基づき、平成8年度より各児童養護施設に、平成21年11月から札幌乳児院に委託し業務を実施しており、これまでの事業運営は極めて良好に行われ、各施設においては適切に運営するための経験も蓄積されている。</p> <p>また、各施設（興正フォスタリングセンターを除く）は、児童福祉法に基づき、児童等を入所・入院させ養育するための施設であり、施設の整備状況及び事業実施のための職員配置等から委託に当たって特に信頼性が高いと認められるものである。</p> <p>ほか、本事業における里親への委託については、「子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センター等の活用について」（令和6年3月12日付、こ成環第75号こども家庭庁成育局育成環境課長およびこ支家第108号子ども家庭庁支援局家庭福祉課長連名通知）において、積極的に活用をすること、また、その委託にあたっては、フォスタリング機関を介して委託をすることで各種事務手続きの合理化を図ることが推奨されている。本市には3つのフォスタリング機関があるが、興正フォスタリングセンターは、対象者を限定して各対象に特化した支援を実施している他の2機関に比べ、市内全域の里親登録者の世帯状況やアセスメントの情報をより多く把握している。また、運営法人である社会福祉法人常徳会は、児童養護施設も運営しており、上述のとおり、平成8年度から子育て短期支援事業を受託しており児童の受託に係る蓄積を有している。</p> <p>以上のことから、上記の7施設について、令和6年度も事業施設として適切であると認められ、各施設の設置運営法人を特命により選定したい。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年3月13日